

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部子ども家庭支援課
(担当：酒巻・中野 電話 222-3939)

件 名	福祉医療費受給者証等の帳票類の運搬
運 搬 日	令和8年6月5日(金) 令和8年7月15日(水)
条 件	<ol style="list-style-type: none">運搬元 京都市役所消防庁舎6階(中京区押小路通河原町西入榎木町450-2)運搬先 京都市内の14区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室 (各所在地は別紙のとおり)運搬物 帳票(A4他) ※運搬書類には氏名、生年月日等の個人情報に係る記載が含まれるため、運搬の際は個人情報の漏えい等がないように十分注意を払うこと。運搬量 各日、各区役所・支所ごとに、A4用ダンボール箱もしくはマチ付角形2号封筒のいずれか、又はその両方で、1～数箱(袋)程度 (※別紙に記載の昨年度実績と同程度の見込)運搬日時 各日とも、運搬日の午前9時に上記1(運搬元)で運搬物を受け取り、同日の午後5時までに上記2(運搬先)に納品個人情報の取扱いについて 決定業者は、契約業務の履行上知り得た契約目的物の内容について、業務中及び業務完了後も一切、他人に漏らしてはならない。また、契約目的物及び契約目的物の内容を契約業務の履行以外の用途に使用してはならない。 決定業者は、契約目的物及び契約目的物の内容の全部又は一部の漏えい、滅失、き損、遺失、改ざん、盗難等があったときは、担当課に申し出て、担当課の指示に従うとともに損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を賠償しなければならない。事故等への対応について 決定業者は、文書を運搬する自動車の事故等のトラブルが発生したときには、直ちに担当課へ連絡するとともに、決定業者において代車を手配し運搬を行うなど適切な措置を講じ、業務を遂行すること。 なお、自動車の事故が発生した場合は、道路交通法第72条に定める負傷者の救護等の必要な措置を講じる等適切な処置を行うこと。その他 支払は子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課で行う。

○各区・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室（子育て推進担当）に納品すること。

納品先（各区・支所等所在地）	昨年6月実績	昨年7月実績
北区役所（北区紫野東御所田町33-1）	0箱1袋	1箱1袋
上京区役所（上京区今出川通室町西入堀出シ町285）	0箱1袋	1箱1袋
左京区役所（左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2）	0箱1袋	2箱0袋
中京区役所（中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521）	0箱1袋	1箱1袋
東山区役所（東山区清水五丁目130番地の6）	0箱1袋	1箱0袋
山科区役所（山科区柳辻池尻町14-2）	1箱0袋	3箱0袋
下京区役所（下京区西洞院通塩小路町608-8）	0箱1袋	1箱1袋
南区役所（南区西九条南田町1-3）	0箱1袋	2箱0袋
右京区役所（右京区太秦下刑部町12）	1箱0袋	3箱0袋
西京区役所（西京区上桂森下町25-1）	0箱1袋	1箱1袋
伏見区役所（伏見区鷹匠町39-2）	1箱0袋	3箱0袋
深草支所（伏見区深草向畑町93-1）	0箱1袋	1箱0袋
醍醐支所（伏見区醍醐大構町28）	0箱1袋	1箱1袋
洛西支所（西京区大原野東境谷町二丁目1-2）	0箱1袋	0箱1袋

○担当：子ども若者はぐくみ局子ども未来部子ども家庭支援課
酒巻・中野 222-3939